

# 目白大学同窓会 支部設立について

## 1 . 支部承認条件

目白大学同窓会では（以下、「同窓会」という。）目白大学同窓会会則 第4章 17条に定めるとおり以下の目的を全て満たすものを同窓会幹事会（以下、「幹事会」という。）による審査後、同窓会の支部として承認しています。

- ① 会員相互の親睦を図る
- ② 本会の活動の活性化を図る
- ③ 目白大学の発展に寄与する

同窓会から支部として承認されることでその団体は、運営サポートや経費補助等の支援を受けることができます。上記目的のために有益な活動をした場合、目白大学同窓会報や同窓会ホームページに掲載する等の広報活動を行います。

その際は必要な資料や情報等をご提供ください。

## 2 . 支部設立単位

支部設立および活動に必要な会員数は毎年4月1日時点で10名以上とし、以下の単位で申請することができます。

- ① 学部，学科，研究科単位
- ② 同期会，サークル，ゼミナール 等
- ③ 地域単位：北海道，東北，関東，北陸，東海，近畿，中国，四国，九州（沖縄含む）
- ④ 海 外：目白大学同窓会幹事会にて承認が得られた「国」

※③④については、20名以上の会員数が必要。

## 3 . 支部設立申請

支部設立にあたっては、下記①～④の書類を新宿キャンパスにある同窓会本部事務局（以下、「事務局」という。）にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

幹事会による審査後、事務局より代表者への承認通知を行います。

### ① 支部設立願 [様式第1号]

様式に記載されている以下の事項を必ず記入してください。

- ・ 代表者の住所，氏名，連絡先
- ・ 設立単位
- ・ 支部名称
- ・ 設立時支部会員数

### ② 支部員名簿 [様式第2号]

支部会長や副支部会長等の役員を明らかにして支部会員全員の名簿を作成し、ご提出ください。

名簿に記載された個人情報、同窓会活動、支部設立および支部設立後の活動に関する事項に利用させていただき

ますので必ず全員からその旨了承を得てから作成してください。

### ③ 支部規程

規定は原則として下記事項を含むものを、同窓会の会則や他の支部会則等を参考にして作成してください。

- ・ 総則（名称，目的，所在地）
- ・ 会員（支部会員，支部会員の連絡先変更の届出義務）
- ・ 運営組織（役員，事務局）
- ・ 会議（支部総会や役員会，議決数，会務の報告）
- ・ 会計（会計，年会費等徴収する場合のみ会費，会計年度）
- ・ 解散（解散，解散時の資産について）

### ④ 支部事業計画 [様式第3号-1]

支部設立にあたり、設立年度の事業（支部総会，役員会，懇談会等）に関する計画を記載してください。

#### 【支部設立認可方法】

申請書類提出 → 事務局による審査（承認／否認） → 幹事会による審査（承認／否認） → 代表者への通知

## 4 . 支部設立後の義務

支部の設立後は、毎年4月末日までに、次の書類を事務局に提出しなければなりません。

### ① 前年度事業報告書 [様式第3号-2]

前年度実施した各事業内容（実施日、参加人数、実施場所など）について具体的に記載してください。

### ② 前年度支部決算書 [様式第4号-1]

年度予算書を作成していない場合には、事業ごとに予算書、決算書（会計報告等）を作成してください。

### ③ 当年度事業計画書 [様式第3号-3]

### ④ 当年度支部予算書 [様式第4号-2]

### ⑤ 支部員名簿 [様式第2号]

毎年4月1日現在として作成してください。

なお作成にあたっては新入会者、退会者、住所等の変更内容について明確にしてください。

### ⑥ その他事務局が必要と認めた書類

※①～⑥の各様式について、支部において作成した任意の様式がある場合は、改めて作成する必要はありません。

（必要項目の記載があれば、定期支部総会資料で代用可能となります。）

## 5 . 経費補助

支部の活動の活性化を図るため、支部設立および運営に際して生じる必要経費に対し、「目白大学同窓会 支部助成細則」に基づいた経費補助を受けることができます。

経費補助を受けるためには経費補助を受けようとする前年度の3月末日までに、次の書類を事務局にご提出ください。

### ① 必要経費申請書 [様式第5号，様式第5号（別紙）]

- ② 見積書
- ③ その他、幹事会が必要と認める書類。

上記書類の提出を受け、事務局による審査、幹事会での承認を得たのち経費補助金が支給されます。経費補助金の支給は原則として毎年4月末日までに行われますが、後払いも可能です。なお、支払いは振り込みで行いますので銀行口座を開設の上、事務局にご連絡ください。(事務局は“三菱東京UFJ銀行”を使用しているため、同行での開設をおすすめします。)

※ 経費補助の使途が次の事項に該当する場合には、幹事会が支部会長と協議の上、補助経費の一部あるいは全部をご返還いただくことがあります。

- 1. 申請した目的以外に、使用したと認められる場合
- 2. 補助金の執行が申請内容と著しく異なると認められる場合
- 3. その他、幹事会により返還の必要があると認められる場合

## 6. 解散

支部を解散しようとする場合「解散届」(様式第6号)を事務局に提出し、幹事会の承認を得なければなりません。なお、支部の解散日は幹事会の承認日となります。

支部を解散した場合、支部長は幹事会と協議の上、当該年度に受けた補助経費の一部または全部を返還しなければなりません。

※ 支部の活動が次の事項に該当する場合、幹事会はその支部を解散させることができます。

(目白大学同窓会 支部細則 第8条抜粋)

- 1. 本細則に定める事項が遵守されていないと認められる場合
- 2. 同窓会の名誉を著しく傷つけた場合

### 作成及び改訂履歴

- 1 平成25年2月28日作成
- 1 平成25年6月21日改訂
- 1 平成27年10月1日改訂

支部設立についてのお問合せは事務局まで  
[目白大学同窓会 本部事務局]  
〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1 大学同窓会室  
TEL : 03-5996-6361 (月～金 9:00～17:00)  
FAX : 03-5996-6362  
honbu@mejiro-dousou.org